

令和7年3月17日

仕様書に関する質問回答書	
件名	令和7年度千葉市出資団体監査等支援業務委託
質問事項	回答
1. 仕様書6(3)イの農業集落排水事業会計の審査資料について、資料の提供時期は契約締結時にご提供いただけるとの認識で良いでしょうか。また、ご提供いただく資料は、開始貸借対照表に計上される全ての勘定科目に関するものとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2. 仕様書7(1)アの出資団体監査業務の書面調査の実施の(ウ)において、出資団体等への所在地への往査とありますが、当該往査を実施する場合は、往査人員は全員公認会計士資格保有者であることが必要でしょうか。 また参考までに、直近2、3年度での往査の実施実績(団体数、受注者の人数、日数)をお示し頂けますでしょうか。	出資団体等への所在地への往査人員については、全員が公認会計士資格保有者であることは必要ありません。 直近2年度の実績は、次のとおりです。 【令和6年度】 ①団体数：1団体 ②受注者の人数：1名 ②往査日数：4日 【令和5年度】 ①団体数：1団体 ②受注者の人数：3名 ②往査日数：3日
3. 仕様書7(1)イの出資団体監査業務のヒアリングの実施について、ヒアリングはインターネットを介したオンラインで実施することも可能でしょうか。	ヒアリングについては、事務局職員同行のもと1回の実施を予定しており、その際に必要に応じて資料の確認、実査等を実施する可能性があると考えられることから、オンラインでの実施は不可としています。

4. 仕様書 7 (2) アの「農業集落排水事業会計が令和 6 年度から公営企業会計に移行したことに伴い作成した財務諸表のうち、令和 6 年 4 月 1 日現在における貸借対照表の作成が適切にされていることの確認業務」について、受託者が行う業務の範囲をどのように想定されていますでしょうか。当該業務において、貸借対照表に対する意見表明又は保証等まで行うことはできないため、例えば、受託者は、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を踏まえて貸借対照表をチェックし、気づき事項あるいは助言事項を報告するのみにとどまり、貴市が貸借対照表の作成が適切に行われていることの判断を行うという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
5. 仕様書 7 (2) ア (ウ) に、「確認の結果については、令和 7 年 4 月 30 日 (水) までに事務局に報告しなければならない。」と記載されています。 「貸借対照表の作成が適切になされていることの確認」の結果は、どのような形式で報告することを想定されていますでしょうか。	確認結果の報告については、貸借対照表の各科目について、確認 (チェック作業) の内容と結果を書面にまとめていただき、その書面に基づき口頭で説明していただく形式を想定しております。
6. 仕様書 7 (2) ア (ウ) の公営企業会計決算審査準備業務の事務局への報告について、その報告方法は、貴市に訪問して実施するのか、ZOOM 等による報告も可能なのかどのようにお考えですか。また、当該報告時において、確認結果に関する報告書を作成すると認識しておりますが、この認識でよろしいですか。	公営企業会計決算審査準備業務の事務局への報告方法については、説明・根拠資料の共有が確実にできるのであれば、ZOOM 等による報告も可能です。 また、確認結果については、令和 7 年 4 月 30 日までに報告いただいた内容を、令和 8 年 2 月に提出いただく調査結果報告書 (案) に盛り込んでいただき、委託期間終了日まで提出いただく成果品として納品していただくことになります。